

『 中小企業緊急雇用安定助成金 』がさらに貰いやすくなりました。



昨年12月に、経済状況の悪化を受け「中小企業緊急雇用安定助成金」が新設されました。これは、従来からの「雇用調整助成金」を、より会社にメリットがあるように拡充したものです。（雇用調整助成金も併存していますが、両方のダブル受給は不可です。）

景気はその後も低迷しており、2月初めに本助成金はさらに受給条件を緩和しました。現在、弊所にはこの助成金のお問い合わせが増えています。そこで、本号外では、改めてこの助成金の内容と、申請するメリットの有無をご案内致します。

1. 「中小企業緊急雇用安定助成金」とは？

- ① 直近3ヶ月間の生産量や売上の平均値が、その直前3ヶ月又は前年同期に比べ減少している。
- ② ①の減少率が5%以上か、または、前期決算が赤字である。
- ③ 従業員に休業・出向などをさせて、その期間の給与の全部または一部を支給する。
等々の条件を満たした場合、



④ 上記の③で支払ったお金の8割を助成金としてもらえます。

詳細 ⇒ <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a01-2.html>

2. このような場合は、もらえる可能性が高いです。

「去年の年末頃から急に売上が落ち、人件費の負担が重い。しかし、整理解雇は避けたいので、従業員を休ませ、給与の一部カットで、会社の負担を減らす事にした。」 ⇒ このような会社様では、支払った給与の8割を国からもらえる可能性が高いです。

3. 大変に手間がかかる申請、それでも助成金を貰うメリットはあるのか？

申請書は、厚生労働省のHPからもPDFで印刷できますが、記載すべき書類と添付資料が多いため、申請は煩雑で、慣れない方は相当な時間を要すると思われます。

また、社会保険労務士に委託すると、報酬が発生します。これらの費用対効果を踏まえ、申請するかを考える必要があります。つまり、「まとまった金額を受けられる」のであれば、申請するメリットがあります。判断基準は会社様によって異なるので、弊所では、具体的な金額を算出して、貴社にとって申請した方が良いか、申請するならば、社内または外部委託のどちらが良いかなどをアドバイスします。もし、本助成金が必要な企業様は、弊所までお声掛けください。

以上